

分 別 収 集 計 画

(令和 8 年度 ～ 令和 1 2 年度)

令和 7 年 6 月

大 空 町

目 次

1	計画策定の意義 -----	1
2	基本的方向 -----	1
3	計画期間 -----	1
4	計画の対象品目 -----	1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み -----	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 -----	3
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類 及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 -----	4
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量 及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み -----	5
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量 及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める量 の見込みの算定方法 -----	6
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 -----	7
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 -----	8
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 -----	10
《特記事項》		
	容器包装廃棄物のフロー -----	11

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

大空町（以下「本町」という）は、平成18年3月に女満別町と東藻琴村が合併して誕生した。本町のごみ処理は、広域化基本計画に基づき、平成15年度から旧女満別町、旧東藻琴村、旧常呂町（現北見市）の3町村における焼却の共同処理を行ってきたが、平成22年度からは本町（旧女満別町、旧東藻琴村）と津別町との新たな枠組みで共同処理を行っている。また、同じく平成22年度からは、生ごみの資源化（堆肥化）を図るための取組を開始した。

本計画は、このような状況の中「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成7年法律第112号。以下「法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）運動を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、住民・事業者・行政が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画を推進することにより、容器包装廃棄物の3R運動実践による最終処分場の延命化、資源の有効利用、温室効果ガスの削減が図られ、循環型社会の形成が促進されるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- 町民参加によるごみ減量とリサイクルを基本とした地域社会づくり
- すべての関係者が一体となった取り組みによる環境負荷の低減
- 生活環境の保全及び安定処理のための適切な廃棄物処理施設の維持管理

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

さらに、容器包装廃棄物以外のプラスチック使用製品廃棄物について、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和3年法律第60号）第31条に基づく分別収集を検討する。

5 各年度における容器包装排出物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

(単位：t)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物	291	284	280	275	268

(単位：t)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
スチール製容器	16	16	16	15	15
アルミ製容器	21	20	20	20	19
無色のガラス製容器	15	15	14	14	14
茶色のガラス製容器	22	21	21	21	20
その他のガラス製容器	15	14	14	14	13
飲料用紙製容器包装	3	3	3	3	3
段ボール	110	108	106	104	102
その他の紙製容器包装	19	18	18	18	17
ペットボトル	33	32	32	31	30
その他のプラスチック製容器包装	37	37	36	35	35
うち 白色トレイ	2	2	2	2	2
合 計	291	284	280	275	268

6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制のため、町民・事業者・行政がそれぞれの立場から役割を分担し、さらに再生業者と相互に協力・連携を図りながら次の各種事業を進める。

・容器包装廃棄物の排出抑制とリサイクルの啓発活動

町民及び事業者に対して「容器包装リサイクル法」の趣旨やごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、さらにはごみの適切な出し方等に関して、本町の広報誌やホームページ等によるPRや指導を行う。なお、容器包装廃棄物の収集に関して分別区分を変更する際には、事前にパンフレットや資料の配布を行い、必要に応じて説明会を実施する。

・過剰包装の抑制

小売店に対し、包装の簡素化を指導する。町民に対しては、買い物袋の持参や過剰包装の自粛を啓発・指導する。流通事業者に対しては、流通包装廃棄物の排出抑制を指導する。

・再生品利用拡大の推進

貴重な資源を有効に活かしていく循環型社会を目指すため、再生資源からつくられる再生品の積極的利用を推進する。

・拡大生産者責任の明確化

ごみの発生抑制・リサイクルの推進を図るため、生産者や販売者に対して、その製品の生産からリサイクル・廃棄まで責任を負う、という「拡大生産者責任」の明確化を求め、リサイクル可能な製品の製造・販売や適切な回収等を積極的に実施するよう協力を求めている。

・「プラスチック・スマート」の取り組みの推進

不必要なワンウェイ（使い捨て）プラスチックの排出抑制の取り組みを実施し、環境省が展開する「プラスチック・スマート」の取り組みの推進、“賢いプラスチックとの付き合い方”について、内外に情報発信する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集にかかわる分別の区分 (法第8条第2項第3号)

本町における廃棄物処理施設の整備予定及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、町民の協力度・収集体制・収集車両等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表のとおりとする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶類
主として 無色のガラス製容器 ガラス製の 茶色のガラス製容器 容器 その他のガラス製容器	びん類
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	紙類
主として段ボール製の容器	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
発泡スチロール製容器包装(以下「発泡トレイ等」と表記)	発泡スチロール・トレイ類
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	その他プラスチック

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
(法第8条第2項第4号)

(単位：t/年)

容器包装廃棄物の種類	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
主としてスチール製の容器	1 6		1 6		1 6		1 5		1 5	
主としてアルミニウム製の容器	2 1		2 0		2 0		2 0		1 9	
無色のガラス製容器	1 5		1 5		1 4		1 4		1 4	
	1 5	—	1 5	—	1 4	—	1 4	—	1 4	—
茶色のガラス製容器	2 2		2 1		2 1		2 1		2 0	
	2 2	—	2 1	—	2 1	—	2 1	—	2 0	—
その他の色のガラス製容器	1 5		1 4		1 4		1 4		1 3	
	1 1	4	1 0	4	1 0	4	1 0	4	1 0	3
主として紙製の容器であつて飲料を充てんするためのもの（原料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	3		3		3		3		3	
主として段ボール製の容器	1 1 0		1 0 8		1 0 6		1 0 4		1 0 2	
主として紙製容器包装であつて上記以外のもの	1 9		1 8		1 8		1 8		1 7	
	—	1 9	—	1 8	—	1 8	—	1 8	—	1 7
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であつて飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのものの	3 3		3 2		3 2		3 1		3 0	
	3 3	—	3 2	—	3 2	—	3 1	—	3 0	—
主としてプラスチック製の容器包装であつて上記以外のもの	3 7		3 7		3 6		3 5		3 5	
	3 5	2	3 5	2	3 4	2	3 3	2	3 3	2
	2		2		2		2		2	
	—	2	—	2	—	2	—	2		2
合 計	2 9 1		2 8 4		2 8 0		2 7 5		2 6 8	
	116	175	113	171	111	169	109	166	107	161

注：下段左の量は指定法人への引渡数量、下段右の量は市町村が独自に処理を行う予定量を示す。

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み算定方法

過去5年間（令和2年度～令和6年度）の引渡量の平均×人口推計（下記）

※各年度の人口推計については、平成27年度から令和6年度の推移から、比例式を算出し、次のとおり推計した。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
6,296人 前年対比 98.9%	6,178人 前年対比 98.1%	6,059人 前年対比 98.1%	5,941人 前年対比 98.1%	5,822人 前年対比 98.0%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬の 段階	選別保管等の 段階
金属	スチール製容器	缶類	指定日収集	町
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	びん類	指定日収集	町
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	紙類	指定日収集	町
	段ボール			
	その他の紙製容器包装			
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	指定日収集	町
	発泡トレイ等	発泡スチロール・トレイ類		
	その他のプラスチック製容器包装	その他プラスチック		

<再資源化の方法>

○指定法人ルート

- ・びん（無色・茶色・その他）
- ・プラスチック（ペットボトル・その他のプラスチック製容器包装）

○指定法人以外のルート

- ・びん（その他）
- ・缶（スチール・アルミ）
- ・紙（飲料用紙製容器・段ボール・その他の紙製容器包装）
- ・プラスチック（発泡トレイ等）

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

分別収集は、当面現在の施設・設備を活用して行う。

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理		
スチール製容器	缶類	袋	平ボディ車 4 t 車 1.4 t 車	リ サ イ ク ル セ ン タ ー	選別・圧縮・保管	
アルミ製容器						
無色のガラス製容器	びん類	袋				
茶色のガラス製容器					選別・保管	
その他のガラス製容器						
飲料用紙製容器	紙類	ひもで縛る 袋				
段ボール					選別・保管	
その他の紙製容器包装						
ペットボトル	ペットボトル	袋				減容・保管
発泡トレイ等	発泡スチロー ル・トレイ類	袋				減容・保管
その他のプラスチッ ク製容器包装	その他プラス チック	袋				減容・保管

分別収集に必要な施設計画

【排出段階】

施設の種類	対象とする容器包装 廃棄物の種類、量等	施設等の仕様(形状・形式・ 能力・数量等)及び整備計画	管理主体 等	参考欄 (現有施設状況)
1. 排出容器 ・透明又は 半透明袋 ・ひも又は レジ袋・紙 袋	・缶類（スチール・アルミ） ・びん類（無色・茶・その他） ・ペットボトル ・発泡スチロール・トレイ類 ・その他のプラスチック製 容器包装 ・飲料用紙製容器 ・段ボール ・その他の紙製容器包装	(仕様) ・透明又は半透明 ・ひも又はレジ袋・紙袋	町	・既に左記方法 により種類 別に分別排 出実施
2. 集積場所	対象とするすべての品目	ごみステーション	自治会	

【運搬段階】

施設の種類	対象とする容器包装 廃棄物の種類、量等	施設等の仕様(形状・形式・ 能力・数量等)及び整備計画	管理主体 等	参考欄 (現有施設状況)
1. 専用車両	・缶類（スチール・アルミ） ・びん類（無色・茶・その他） ・紙類（飲料用紙製容器・段ボール・その他の紙製容器包装） ・ペットボトル ・発泡スチロール・トレイ類 ・その他のプラスチック製容器包装	（仕様） 形式＝平ボディ車 数量＝4 t 2台 1・4 t 1台	町	・既に左記車両により分別収集実施

【中間処理段階】

施設の種類	対象とする容器包装 廃棄物の種類、量等	施設等の仕様(形状・形式・ 能力・数量等)及び整備計画	管理主体 等	参考欄 (現有施設状況)
1. 再生施設 大空町リサイクルセンター ・選別・圧縮設備 ・減容設備 ・保管施設	・缶類（スチール・アルミ） ・びん類（無色・茶・その他） ・飲料用紙製容器 ・段ボール ・その他の紙製容器包装 ・ペットボトル ・発泡スチロール・トレイ類 ・その他のプラスチック製容器包装	（仕様） ・自動選別・圧縮 ・手選別 ・手選別 ・手選別・圧縮減容処理 ・手選別・熔融減容処理 ・手選別・圧縮減容処理 ・ストックヤード	町	大空町リサイクルセンター概要 平成11年3年稼働 《構造》 鉄骨造・平屋建 《延床面積》 リサイクルセンター 686.85㎡ スtockヤード 654.00㎡ 《処理能力》 選別・圧縮設備 1.8 t / 日（5 h） 減容設備 930kg / h 減容設備内訳 ペットボトル 500kg 発泡スチロール トレイ類 40kg その他 7300kg

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第8条第2項第7号)

・分別排出の徹底

容器包装廃棄物及びその他の資源物について、決められたごみの種類への分別や排出方法の遵守など、分別排出の徹底を町民に呼びかける。

・事業者等に対する指導

- ・各家庭だけでなく、事業者に対しても分別排出の指導を行う。
- ・各商店等に対してごみの排出を抑制するための協力を依頼する。

・役場内におけるごみ減量活動の推進

- ・役場内におけるごみの排出を抑制するため、職員の意識啓発を行う。
- ・紙類の使用削減や再生紙の使用に一層努める。
- ・使い捨て用品の使用を抑制する。
- ・紙類の分別排出を実施する。

《特記事項》

容器包装廃棄物に係る本町の分別排出と収集・処理フローは下図のとおりである。

